盛土規制法に関するＱ＆Ａ

令和７年１月版

Ｑ１）許可申請の窓口（提出先）はどこか。

Ａ１）盛土規制法では、都道府県知事、中核市、政令市の長に許可権限があり、香川県内では香川県知事、又は高松市長が許可をすることとなります。

宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事場所が高松市内の場合は高松市建築指導課の窓口に提出してください。それ以外の市町の場合は県が行いますので、ご注意ください。なお、ご相談等についても、それぞれの窓口で対応します。

Ｑ２）新たな規制区域内で既に実施している工事がある。許可や届出は必要か。

Ａ２）令和７年 10 月１日以降、許可対象となる盛土等の工事について、令和７年９月 30 日以前に工事着手をしているものは、法の規定に基づき、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」又は「土石の堆積に関する工事の届出書」に、各々必要な書類を添えて、高松市に提出することになります。【法第 21 条第１項、第 40 条第１項】

なお、届出を行った工事の計画が変更になり、変更する内容が許可対象となる盛土等の場合は、その部分の工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

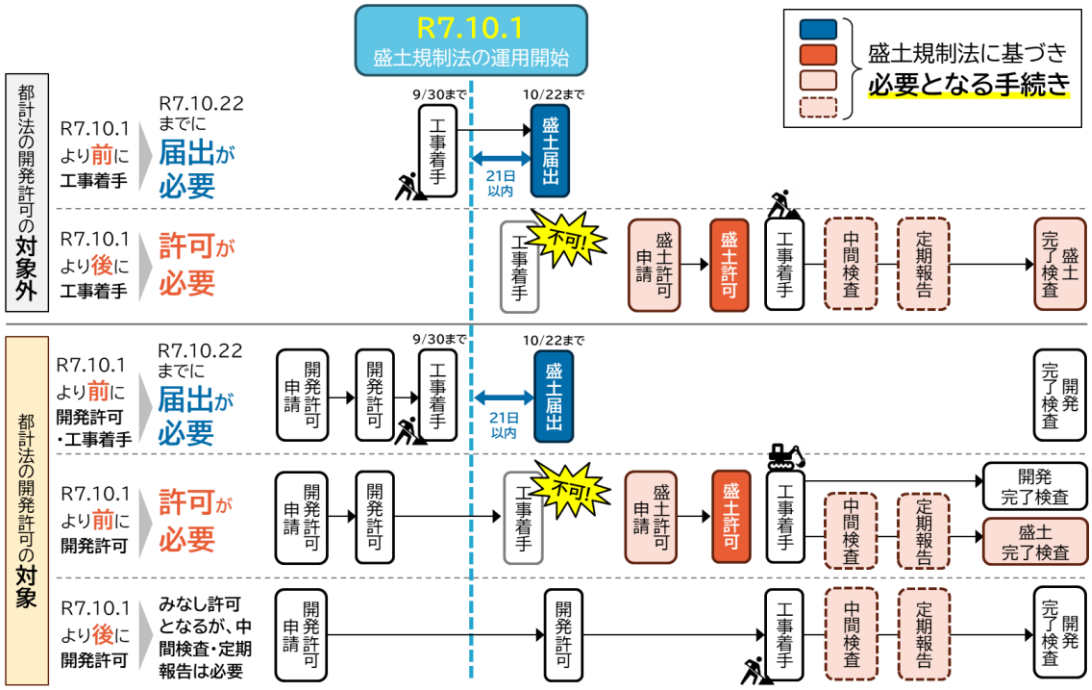

図１　盛土規制法の運用開始前後の取扱い

Ｑ３）規制区域指定前に造成を行った土地について、許可や届出は必要か。

Ａ３）規制区域指定前（令和７年９月 30 日以前）に造成工事を終えている土地については、不要です。詳細は図１をご確認ください。

Ｑ４）開発許可を受ける土地だが、盛土規制法による許可申請も必要か。

Ａ４）開発行為に、盛土規制法の許可を受ける必要のある行為がある場合、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたとみなされることから、盛土規制法上の許可申請は不要です。なお、規制区域指定前に開発許可を受け、指定後に工事に着手する場合は必要です。

　また、中間検査を必要とする工事の場合は、盛土規制法に基づく中間検査が必要となります。詳細は図１をご確認ください。

Ｑ５）工事着手とは工事工程のどこを指すのか。

Ａ５）工事現場において、実際に設計図書等と照合して行う地山の掘削等の土地の形質変更や土石の堆積（ダンプトラック等による排土など）の工事に着手した時点と考えます。請負契約の締結日や資材の購入段階ではありません。

Ｑ６）砂利や砕石の堆積も、「土石の堆積」に含まれるのか。

Ａ６）含まれます。許可対象となる規模の堆積を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。

Ｑ７）のり面 30 度以内で盛土をしようと考えているが、許可不要となるか。

Ａ７）原則として、崖が生じなければ許可申請は不要です。

　なお、一時的な土石の堆積の場合や、各規制区域での盛土・切土の面積や高さによっては、許可等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

Ｑ８）周辺住民への周知の方法については、法律どおりでいいか。

Ａ８）法律どおりの扱いとなります。【法第 11 条、第 29 条、省令第６条、第 62 条】

Ｑ９）許可後、公表する仕組みがあると聞いた。具体的にどのような方法で、どのような内容が公表されるのか聞きたい。

Ａ９）高松市長が許可したときは、法律に基づき、下記の事項を高松市のホームページで公表します。【法第 12 条第４項、第 30 条第４項】

① 工事主の氏名又は名称
② 工事が施行される土地の所在地
③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
④ 工事の許可年月日及び許可番号
⑤ 工事施行者の氏名又は名称
⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

Q10）建築基準法による道路位置指定を受ける予定だが、盛土規制法の許可申請は必要か。

A10）盛土規制法上の許可対象となる規模のものであれば、盛土規制法上の許可も受ける必要があります。位置指定道路の申請を行う前に、盛土規制法による許可申請について、高松市建築指導課に相談してください。

Q11）斜面地に太陽光発電設備を設置しようと考えている。樹木の伐採のみの予定だが、盛土規制法による許可は不要か。

A11）盛土、切土、又は土石の堆積を行わないのであれば、盛土規制法による許可は不要です。

Q12）盛土規制法による許可申請をすれば、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例による協議や森林法による林地開発の許可は不要となるのか。

A12）盛土規制法のみなし許可となるのは、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合のみです。【法第 15 条、第 27 条、第 34 条】

　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の事前協議や、森林法の林地開発許可が必要となる要件を満たしていれば、各法令に基づき、それぞれ手続きが必要です。

Q13）庭園を造ろうと考えている。１ｍを超える盛土を行い、小さい丘のようなものを作り、植栽しようと思うが、許可の要否はいかがか。

A13）宅造区域内にて１ｍ（特盛区域内にて２ｍ）を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要となります。

Q14）農地造成（個人的な畑）を考えており、１ｍ超えの盛土をする予定だが、盛土規制法による許可は必要か。

A14）宅造区域内にて１ｍ（特盛区域内にて２ｍ）を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要です。

Q15）従前から営農用の土を農地に堆積しているが、運用開始後に盛土規制法による許可は必要か。

A15）規制区域指定前（令和７年９月 30 日以前）から堆積し、10 月１日を跨って堆積している状態であれば、届出が必要です。【法第 21 条第１項、法第 40 条第１項】

　令和７年 10 月１日以降に、届け出た内容を超えて、規制対象規模となる土を堆積する場合、許可が必要となります。

Q16）ストックヤード運営事業者登録制度に登録したストックヤードであっても、盛土規制法上の許可や届出は必要か。

A16）ストックヤード運営事業者登録制度に登録したストックヤードであっても、一定規模以上の土石の堆積等を行うものは、盛土規制法上の許可や届出が必要となります。